【原則5の取組状況】
2024年において、原則5については、以下の観点から方針を踏まえた取組をいたしました。

1. 顧客カード、営業記録、議事録等の作成を行うに際しては、当社規程等を踏まえて作成する
2. 勧誘資料、広告等の作成を行うに際しては、当社規程等を踏まえて作成する
3. 契約締結に際して、当社規程等に基づき作成された投資商品としてのリスク・リターン特性や取引の利益相反性については商品概要説明書、手数料については、アセットマネジメント契約書、取引条件については匿名組合契約書等を通じて作成する
4. 期中における重要な情報については運用報告書等や運用担当者による個別の報告等を通じて実施する
5. 上記実効性を担保するために内部管理部門による適正な内部統制の観点からの各種証跡（契約書を含む）の一元管理やモニタリングを実施すること